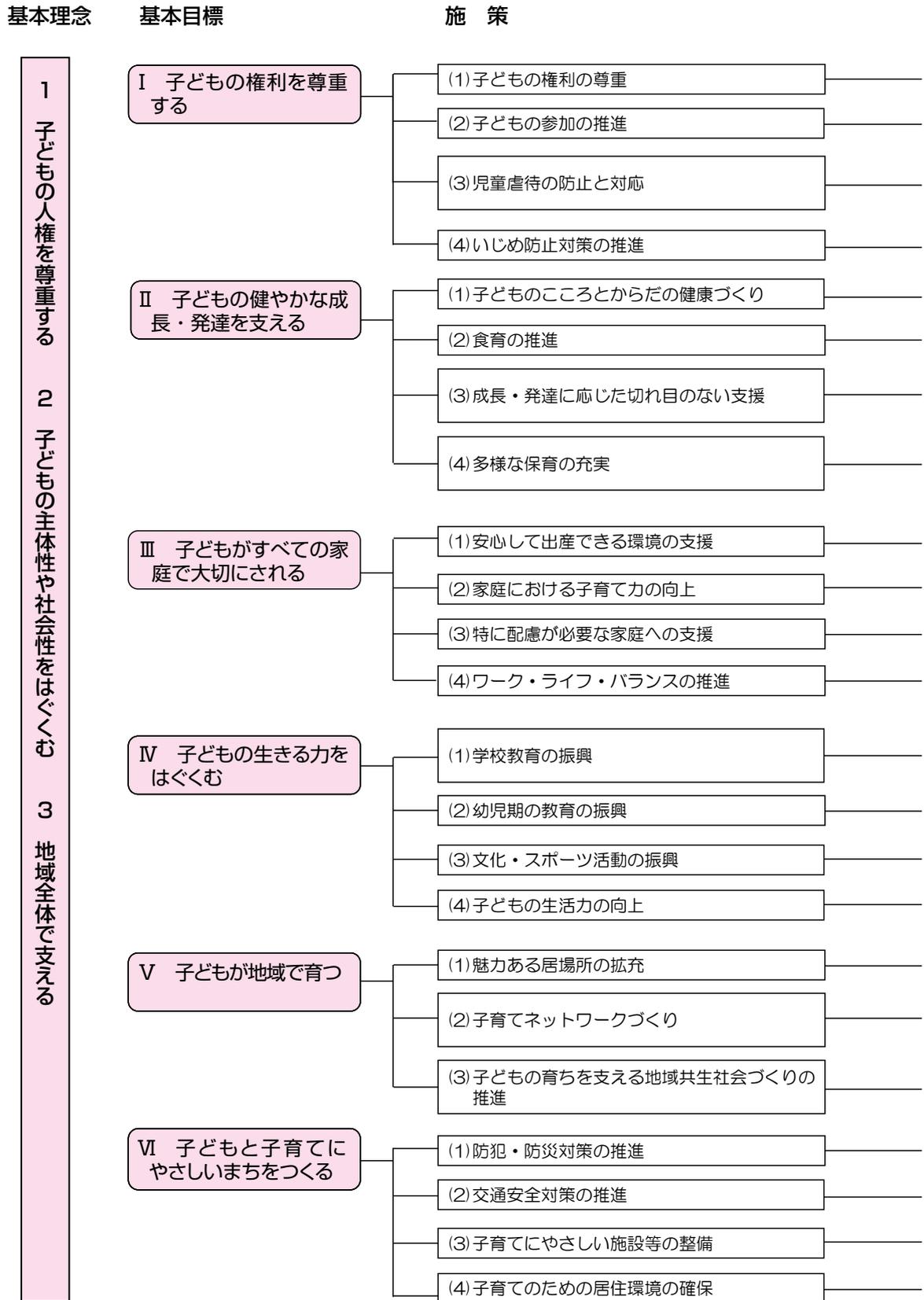


第4章

計画の内容



1 計画の体系



主な事業

*体罰の防止に向けた取組	*子ども条例の普及・啓発
*中高生アンケート	*中高生の社会参加事業
*子育て世代包括支援センター、子ども家庭支援センターと児童相談所等関係機関との連携強化	*社会的養育の推進、里親・養子縁組家庭への支援
*児童虐待防止の普及啓発	*児童虐待通告・相談窓口の充実
*養育困難家庭への支援	
*いじめ防止等を推進するための組織の設置	*いじめの未然防止・早期発見・早期対応に向けた取組
*平日夜間小児初期救急診療事業	*新生児聴覚検査
*健康診査	*薬物乱用防止活動
*食育レシピ本を通じた食育の推進	*食育推進のための普及啓発
*栄養相談	
*発達障害支援事業	*重症心身障害児通所支援事業
*保護者への早期からの就学情報提供と就学相談	*児童発達支援センター（相談部門）（療養部門）
*「ヒーローバス」運行事業	*訪問型病児・病後児保育利用料助成
*放課後児童健全育成事業の推進	*学童保育クラブ整備
*ファミリー・サポート・センターの充実	*認可保育園整備
*ゆりかご・めぐろ事業	*産後ケア事業
*子育て世代包括支援センター事業	
*利用者支援事業（基本型）の実施	*子育て情報の提供
*地域の学習支援団体への支援	*子ども食堂推進支援事業
*ひとり親家庭への支援	
*子育て家庭への就労支援	*区民、事業者への情報提供・啓発
*英語教育の充実	*プログラミング教育の充実
*区立中学校の適正規模・適正配置の推進	*学校ICT環境の整備
*認定こども園に関する情報の周知と支援	*私立幼稚園へ情報提供や相談対応の充実
*図書館の子ども向け事業	*社会教育館、青少年プラザ等の子ども向け事業
*夏休み子ども向け消費生活講座	*子ども向け出張講座
*暴力から自分を守る取組	
*放課後子ども総合プランの推進	*児童館の整備
*ランドセル来館の充実	*児童館における中高生の居場所の拡大
*放課後フリークラブ事業の推進	
*民間による子育てふれあいひろばへの支援	*児童館や学童保育クラブ（単独施設）における乳幼児活動
*子育てふれあいひろばの充実	
*児童館でのボランティアの育成と活用	*地域の教育力を活かした教育活動
*災害時の乳幼児や児童の防災拠点（一時的な避難所）の整備	
*総合的な自転車対策の推進	*通園・園外保育等の交通安全対策の推進
*歩道のバリアフリー化推進	*公園等の整備・改良
*公的住宅の提供	*民間賃貸住宅居住支援

2

基本目標別計画

【基本目標別計画の見かた（次頁以降）】

○計画期間（令和2年度から6年度）に計画的に実施する事業内容及び推進事項を記載しています。

○事業目標別計画の事業区分

4つに区分し、重点的に取り組んでいく事業を明確にしています。

（1）新規事業

これまで子ども総合計画に掲載されていなかった事業で、新たに掲載するもの

- 実施計画事業（新規・継続）
- 平成27年度から令和元年度に開始した事業
- 新規で開始する事業
- その他、新たに重点的に取り組む事業

（2）拡充事業

改定前の子ども総合計画に掲載されている事業で拡大や充実を図っていくものや、実施計画に「継続事業」として掲げられているもの

- 実施計画事業（継続）
- 子ども・子育て支援事業計画に関する事業
- その他、重点的に取り組む事業

（3）検討事業

計画期間中の事業実施に向けて、検討する事業

（4）継続事業

継続して実施する事業

○事業の各欄の見かた

（1）事業名（事業番号）

- 実施計画事業は、事業名の横に「【実】」と表示しています。
- 事業番号は、目標番号と目標中の項目ごとに番号をつけてあります。
[例] 事業No.1102 の左2桁は、基本目標Ⅰ、項目（1）の事業を指します。
右2桁は、事業一覧表への出現順の番号です。
- 組織名は令和2年4月時点の事業担当課です。

（2）事業概要

事業の内容を記載しています。

（3）現況

令和元年度の実施状況もしくは平成30年度実績を記載しています。

（4）計画目標

令和2年度から6年度に実施する計画目標を記載しています。また、目標指標として、今後継続的に執行管理をしていくものについて、年度ごとの目標を記載しています。

(1) 子どもの権利の尊重

現 状

区では、「人権と平和の尊重」を基本理念の一つに掲げ、人権と平和を尊重する社会の実現を目指しています。

平成17年12月には、「児童の権利に関する条約」の趣旨を踏まえ、子どもの権利に関して「目黒区子ども条例」を制定しました。子どもが自らの意思で成長していく「子育て」を支えるまちの実現を目指し、子どもの参加や意見、自主性や権利が尊重される行政運営に努めています。また、人権教育の推進や、体罰等防止のための研修を実施し、教員の人権感覚向上と理解促進を進め、区立学校での人権教育の推進に努めています。

各方面で子どもの権利に関する啓発や学習機会の提供に取り組んでいますが、児童虐待やいじめ・不適切な指導など、子どもの権利侵害が起きています。

道徳の教科化に伴い、いじめや差別などの人権問題を考える授業の実施を通して、より一層道徳教育を推進し豊かな心の醸成を図っています。

平成20年1月に設置した「子どもの権利擁護委員制度」を始め、不安や悩み、児童虐待やいじめなどの子どもの権利侵害を予防・救済するための相談体制を整備して、支援ネットワークを推進しています。

課 題

○目黒区子ども条例の一層の普及・啓発に努めるとともに子どもの権利尊重の意識向上に努め、子どもの人権に関する啓発や学習を深めることが求められています。

そのためには、高齢者や障害者、子どもたちが相互に交流する機会を作る等お互いの理解を深め、その輪を区全体に広げていくことが求められています。

○子どもの権利擁護委員制度「めぐろ はあと ねっと※」の普及や啓発に努め、子どもが気軽に相談できるよう、充実を図ることが求められています。

○一人ひとりの子どもに人権尊重の理念を定着させ、豊かな人間性と思いやりの心をはぐむ教育の推進が求められています。

施策の方向

○「目黒区子ども条例」の基本理念に基づき、子どもを権利行使の主体としてとらえ、子どもをいじめや児童虐待等の人権侵害から擁護するとともに、子どもの参加や意見表明等、子どもの自主性が尊重されるよう、必要な施策を推進していきます。

○心の問題、いじめ・虐待などの悩みや子どもの権利侵害についての相談を受ける「子どもの権利擁護委員制度」の啓発や充実を図ります。

○「めぐろ学校教育プラン」に基づき、人権教育の推進、道徳教育の推進や自然宿泊体験教室、ボランティア体験活動等の推進、伝統と文化に接する機会の充実など、心豊

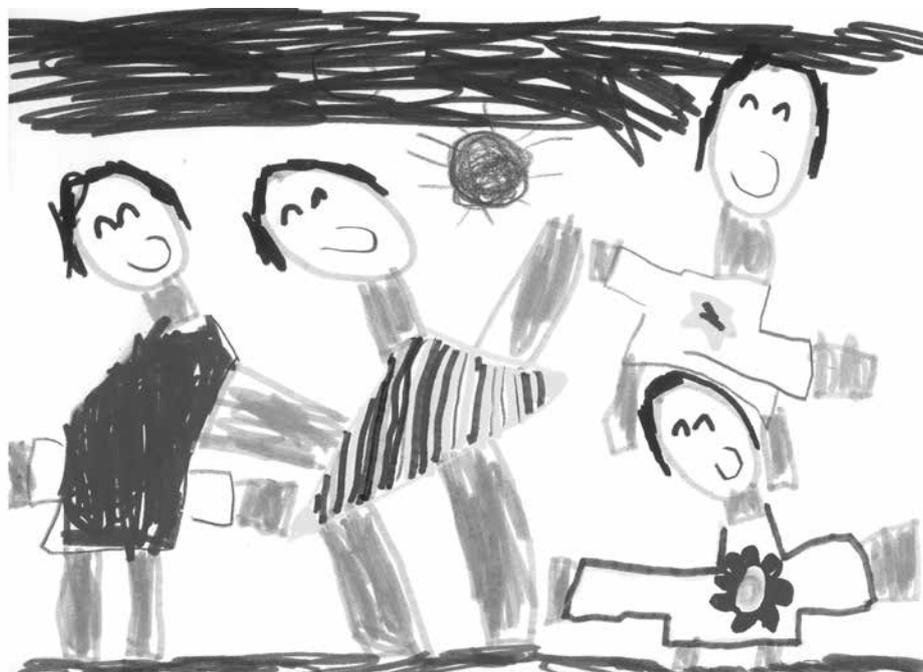
- かな子どもをはぐくむための教育を推進していきます。
- 不登校の未然防止、解消に向け、一人ひとりの様子や学級の状態を把握し、豊かな人間関係のある学級づくりを進めます。
 - 体罰等は、重大な子どもの権利を侵害する行為であり、絶対に許されない行為であるという認識の下、子どもたちに関わる全ての教職員や指導員に対して人権意識を高める取組を行い、体罰等によらない、対話による教育を推進していきます。



【継続事業】

事業名	事業概要
〔事業番号1101〕 体罰等の防止に向けた取組 ・教育指導課	〔前計画番号1101〕 体罰等の防止、根絶に向けて、教職員や部活動における外部指導員を対象とした研修を実施する。また、目黒区体罰等根絶マニュアルを配付し、教職員や部活動外部指導員等の意識啓発を図る。
〔事業番号1102〕 子ども条例の普及・啓発 ・子育て支援課	〔前計画番号1102〕 子どもの人権施策を一層推進することにより、目黒区の未来を担う子どもたちが、いきいきと元気に過ごせるまちの実現を目指す。
〔事業番号1103〕 平和の特派員広島派遣 ・総務課	〔前計画番号1103〕 次代を担う小・中学生を広島に派遣し、戦争の悲惨さ、核兵器の恐ろしさ、そして平和の尊さについて考え、学ぶ機会を提供する。また、小・中学生の体験報告を友人や家族へ伝えるとともに、その体験レポート等を一般区民にも周知することによって、区民の平和に対する意識の啓発を図る。
〔事業番号1104〕 子どもの権利擁護委員制度の普及（子ども相談室「めぐろ はあと ねっと」） ・子育て支援課	〔前計画番号1104〕 子どもの権利侵害において、中立的な立場で対応する子どもの権利擁護委員等による相談や面談を実施し、子ども本人等による相談を受け解決に努める。また、子どもの権利擁護委員制度の普及・啓発の推進を図る。
〔事業番号1105〕 人権教育 ・人権政策課 ・教育指導課 ・生涯学習課	〔前計画番号1105〕 区立学校における授業や課外活動、人権オープンスクール、また、青少年プラザ、社会教育館等の事業を通して、人権尊重の理念を定着させ、同和問題、男女平等及び性の多様性の尊重などの人権教育を推進するとともに、いじめや差別をなくす取組を行う。
〔事業番号1106〕 スクールソーシャルワーカー※（SSW）の学校や家庭等への派遣 ・教育支援課	〔前計画番号1106〕 スクールソーシャルワーカーを区立学校や家庭等に派遣し、子どもを取り巻く様々な環境などに起因した課題に関し、スクールカウンセラーや福祉・地域（社会資源）も含めた関係機関と連携しながら解決を図る。

事業名	事業概要
〔事業番号1107〕 長期欠席児童・生徒への学習支援 ・教育支援課	〔前計画番号1107〕 長期欠席状態にある児童・生徒一人ひとりに応じた指導・支援を行い、社会的な自立の力をつけ、集団生活への適応を図るとともに、学校復帰を目指す学習支援教室「めぐろエミール」を運営する。また、自宅でも学習ができるeラーニングを活用した学習支援を実施して、「めぐろエミール」への通級や学校復帰へつなげる取組を行う。
〔事業番号1108〕 教育相談 ・教育支援課	〔前計画番号3213〕 めぐろ学校サポートセンターにおいて来室教育相談、電話教育相談を実施し、児童・生徒及び幼児の心身の健全な発達を図るため教育上の様々な問題について相談に応じる。



(2) 子どもの参加の推進

現 状

「児童の権利に関する条約」の趣旨を踏まえて制定した「目黒区子ども条例」は、子どもが自分にかかわりのあることについて意見を述べたり、様々な活動に参加できることを定めています。

区では、子どもにかかわる施策や事業を進めるに当たって、例えば、小学生による小学生のための活動や、中高生による中高生のための目黒区の紹介冊子の作成など、子どもの参加を進めています。

また、児童館では、子ども会議を開催して子どもの意見を反映した児童館運営に努めています。

課 題

- 子どもの参加意欲を尊重し、また社会性や自主性をはぐくむために、子どもの成長過程に応じて、自分の意見を表明する場や参加する機会を引き続き保障していく必要があります。
- 中高生世代が一緒にかかわりあうことができるような事業や仕組みづくりが引き続き求められます。
- 子どもが自らの意思でいきいきと成長していくためには、自分の持てる力に気づいて、これを培っていけるよう、子どもが様々な場で様々な経験を積むことができる環境整備が必要です。特に、子どもが社会の一員としての責任感や自己決定力、他人とのコミュニケーション力などをはぐくむことができるよう、児童館を始めとした行政の各分野において、子どもの参加する機会や場の提供が求められます。
- 子ども自身が社会の一員としての責任感や自己決定力、他人とのコミュニケーション力などをはぐくむために、行政のみならず、地域や家庭等で子どもの参加する機会や場の提供が増えるよう取り組むとともに、家庭、学校、地域等の中で子どもの意見を尊重するよう、大人への啓発やトレーニングプログラムの活用等をより進める必要があります。

施策の方向

- 子どもの参加や意見表明等子どもの自主性が尊重されるよう、子どもの権利を守るために必要な施策を推進していきます。
- 子どもに係る施策の推進や施設の整備については、子どもの視点を取り入れることができるよう、子どもの参画の仕組みづくりを検討しその実現に取り組むとともに、参加の具体的方法を工夫し、より実効性あるものに改善を図りながら進め、子どもの参加や意見表明の機会を確保していきます。
- 家庭、学校、地域の中で大人が子どもの参加や子どもの意見を聴くことについて、理解を深めるための啓発等を実施します。

【継続事業】

事業名	事業概要
〔事業番号1201〕 中高生アンケート ・子育て支援課	〔前計画番号1201〕 中高生が主体となり、中高生の視点で、生活やまちづくりなどに対するアンケート調査を行う。 中高生が興味や関心を持っていることや、まちづくり、防災等幅広い視点で中高生の意見を聞きながらアンケートを作成する。また、その結果をもとに中高生の座談会・事業等を行うなど、中高生の声をさらに区政に反映させていく方法を検討していく。
〔事業番号1202〕 中高生の社会参加事業 ・子育て支援課	〔前計画番号1202〕 中学・高校生タウン情報誌「めぐろう※」の編集と発行作業の過程において、他者とのコミュニケーション力を身に付け、自己実現を達成する機会とする。
〔事業番号1203〕 キッズレポーター ・子育て支援課	〔前計画番号1203〕 小学生が自ら関心があることや地域情報等について取材し、ポータルサイトに記事を掲載する。
〔事業番号1204〕 子どもに対する意識調査 ・子育て支援課	〔前計画番号1204〕 区政やまちづくり、子どもの人権についてなど子どもの意見や実態を把握し、区政に活かすため、子ども総合計画改定に合わせて、子どもに対する意識調査を実施する。
〔事業番号1205〕 ティーンズミーティングの開催 ・子育て支援課	〔前計画番号1205〕 子どもに関連した施策に子どもの意見を反映させるため、子ども総合計画改定に合わせてティーンズミーティングを開催する。

(3) 児童虐待の防止と対応

現 状

虐待通告の件数は平成2年度以降、全国的に増加しています。基礎調査では、子育ての辛さや不安感を解消するために必要な支援として「保育サービスの充実」「地域における子育て支援の充実」が上位にあげられており、虐待の原因の一つとして、保護者の育児に対する不安や負担感の強さ、地域や社会からの孤立感が指摘されています。

小学校就学前児童保護者と小学生の保護者に、虐待だと思ふ行為についてたずねたところ、新たに「虐待」の定義として加わった「子どもの目の前で夫婦喧嘩をする」という選択肢は、他に比べて「虐待である」と答えた人の割合が52.8%と低くなっていました。

保健予防課・碑文谷保健センターでは、育児に対する不安を和らげるための情報提供や相談を行っています。児童館、保育園、ほ・ねっとひろばで実施しているひろば事業などでは、子育て家庭の交流の場の提供や事業を通して同年代の親子が交流することで子育ての孤立感や不安感を和らげるとともに、育児相談に応じています。

子ども家庭支援センターは、子どもや子育て家庭の幅広い相談に応じるとともに、児童虐待の通告・相談の窓口になっています。子ども家庭支援センターにおける要保護児童相談の新規受理件数は、平成30年度は501人で、平成29年度の403人から増加しています。平成30年3月に、区内在住の5歳児が、保護者の虐待により命を落とすという痛ましい事件が発生しました。このような事件が二度と起こらないようにするために、私たち大人に何ができるのか、何をすべきか、もう一度、真剣に考え直すときが来ています。

地域を含む関係機関による子どもを守るネットワークとして、平成18年7月に「目黒区要保護児童対策地域協議会※」を設置し、民生委員・児童委員、主任児童委員※、各施設、児童相談所等が連携し要保護児童及び家族への支援、見守りを行っており、連携・協力体制の強化を図るために「児童虐待防止マニュアル」を作成し、活用しています。

今後とも、子育て家庭の孤立と子どもの虐待に対して、気づきやすい児童館や学校、幼稚園、保育園等は、子どもの安心安全への配慮を最優先としなければなりません。

平成31年4月には「東京都子供への虐待の防止等に関する条例」が施行され、令和元年6月には児童虐待防止法・児童福祉法が改正されました。いずれも保護者から子どもへの体罰等を禁止しています。

課 題

○児童虐待は、保護者本人や家族からの相談のほか、幼稚園・保育園・学校からの通報、近隣の人からの相談から発見されることが多い傾向にあります。また最近では、虐待を受けている子ども自身が所属先等に訴えることもあります。児童虐待を早期に発見するための仕組みを充実していくとともに、子ども自身がSOSを発信できる環境をつくっていく必要があります。

- 「東京都子供への虐待の防止等に関する条例」、「児童福祉法・改正児童虐待防止法」に、保護者から子どもへの体罰等禁止が盛り込まれており、これらの法令の趣旨について、さらに啓発していく必要があります。
- 保健所や子ども家庭支援センターをはじめとする関係機関・地域関係者の連携や啓発活動を強化するとともに、子育てに悩む家庭に対する伴走型の相談支援機能の充実など虐待予防を強化し、児童虐待のない社会づくりに向けた適切な対応を行っていく必要があります。
- 区の「子育て世代包括支援センター」や「子ども家庭支援センター（市区町村子ども家庭総合支援拠点）」と「児童相談所」が虐待リスクの程度に応じて連携しながら、児童等に必要な支援を実施していくことが必要です。
- 虐待が発見された後の、被虐待児の保護と保護者への心のケア体制の整備が必要です。また、虐待により親子分離した子どもが安心して親のもとで暮らすことができるよう、親子の良好な関係を取り戻すための支援が求められています。

施策の方向

- 学校、児童館、保育園、幼稚園、保健所、医療機関、民生委員・児童委員、主任児童委員等と連携・協力して、早期発見のためのネットワークを構築し、人材育成に努めます。また、乳幼児がいる家庭への訪問、乳幼児健診、育児教室、子育てひろばなどの事業の充実や、一時保育の受け入れの拡大などにより、子育てに係る不安や負担感を和らげ、産後うつが発見と相談に応じるとともに、必要に応じて育児支援を行い、児童虐待を未然に防ぎます。
- 被虐待児に対して、子どもとその保護者への心のケアを進め、児童虐待発生後の相談体制の充実を図ります。
- 保護者から子どもへの体罰等禁止や、虐待を受けた子ども自身がSOSを発信できる相談先について周知していきます。
- 児童虐待対応の強化に向けた児童相談所の区設置を見据え、人材確保・育成に努めます。
- 平成30年10月に締結した目黒・碑文谷警察署との連携強化、情報共有を目的とした協定を生かした対応をしていきます。

【新規事業】

- 事業番号1301 子育て世代包括支援センター、子ども家庭支援センターと児童相談所等関係機関との連携強化（子ども家庭支援センター、子育て支援課、保健予防課、碑文谷保健センター）

子育て世代包括支援センター、子ども家庭支援センター及び児童相談所が、虐待リスクの程度に応じて効果的に連携し、子どもや保護者に必要な支援を実施する。また、地域の関係機関等との連携も強化し、子どもを守る地域のネットワークを拡充させる。

現況	計画目標
<p>目黒区と目黒警察署、碑文谷警察署の間で、情報共有等に関する協定を締結した。</p> <p>子育て世代包括支援センターの設置に向けた検討、勉強会を実施した。</p> <p>（平成30年度）</p> <p>子育て世代包括支援センター設置</p> <p>（令和元年度）</p>	<p>子育て世代包括支援センターと子ども家庭支援センターとの連絡会を開催する。</p> <p>虐待による外傷があるケースや通告後48時間以内に安全確認ができないケースについては、児童相談所、警察と確実に情報共有し、連携して対応する。</p> <p>要保護児童対策地域協議会の構成や内容を見直し、地区別、対象者別の開催や参加機関の拡充、事例検討会等を実施する。</p> <p>民間の子育てふれあいひろば、子ども食堂などを担う、地域の活動団体やNPO法人等との連携についてもあり方を検討する。</p> <p>関係機関から課題や不安を抱える家庭の情報を収集して、早期に必要な支援につなげる取組の実施を検討する。</p>

- 事業番号1302 社会的養育の推進、里親・養子縁組家庭への支援（子ども家庭支援センター・児童相談所設置調整課）

社会的養育の着実な啓発を行うとともに、里親・養子縁組家庭への支援を図る。

現況	計画目標
<p>養育家庭体験発表会の実施</p>	<p>将来的な養育家庭の担い手を増やすよう、従来の養育家庭体験発表会に加え、年間を通じた社会的養育の啓発を行う。</p> <p>児童相談所と連携し、里親・養子縁組家庭への支援を強化していく。</p>

【拡充事業】

●事業番号1303 児童虐待防止の普及啓発（子ども家庭支援センター）

児童虐待の未然防止と早期発見についての普及啓発を行う。

現況	計画目標
〔前計画番号1301〕 児童虐待防止講演会、パネル展を実施した。 (平成30年度実績)	保護者から子どもへの体罰等の禁止、子どもの目の前で夫婦げんかが虐待に当たることについて啓発を実施する。 子ども条例の普及・啓発や子どもの権利擁護委員制度の普及と連携して、子ども自身が子どもの権利に気づき、SOSを発信しやすい環境を整備する。 区民向け虐待防止講演会等の充実により、地域で取り組む児童虐待防止や早期発見についての理解を深め、区全体で子どもを守る意識の醸成を図る。

●事業番号1304 児童虐待通告・相談窓口の充実（子ども家庭支援センター）

児童虐待の早期発見、早期対応のための関係機関職員の対応スキルの向上を図るとともに、子ども家庭支援センターの体制を強化する。

現況	計画目標
〔前計画番号1302〕 児童館懇談会等を通して、児童虐待についての意識啓発や通告窓口の周知を図った。 発見した場合は適切に対応できるよう児童相談所への研修等、職員の対応スキルの向上を図った。 (平成30年度実績)	職員向け研修の開催回数や内容の充実、子育てスーパーバイザー※の派遣事業の対象機関を拡充する。 目黒区児童虐待防止マニュアルの更新。 子ども家庭支援センターにおける福祉職、心理職の児童相談所への定期的な派遣や児童相談所勤務経験者の採用による人材強化。

●事業番号1305 養育困難家庭への支援（子ども家庭支援センター）

虐待家庭等への子育てパートナー事業やショートステイ事業の拡充により、養育困難家庭等を支援する体制を強化していく。

現況	計画目標
〔前計画番号1304〕 15人の児童に対し、子育てパートナーを、延べ939時間派遣した。 (平成30年度実績)	子育てパートナー事業や要支援家庭を対象にした子育て短期支援事業（ショートステイ）などの子ども家庭支援サービスを拡充し、養育困難家庭における虐待の未然防止策を強化する。 心理的ケアや、親子関係改善プログラムの実施など、心理職による支援体制を充実する。

【検討事業】

●事業番号1306 区立児童相談所の設置に向けた検討（児童相談所設置調整課）

区立児童相談所の整備計画を策定するとともに、設置に向けて区民、関係機関や職員の意識の醸成を図る。

現況	計画目標
児童相談所開設準備検討委員会を設置し、人員、建物、費用等の検討を行っている。児童相談所で必要となる児童福祉司、児童心理司候補として福祉職と心理職の定期的な採用を平成30年度から開始した。	整備計画を策定し、基本的な児童相談所設置に向けた方向性を示していく。 候補地を選定する。 開設に向けて福祉職と心理職を計画的に採用し、児童相談所への派遣により育成する。 職員、区民、関係機関を対象とした講演会等を実施し、区立児童相談所の設置の意義や課題、地域に求められる取組などについての意識の醸成を図る。

【継続事業】

事業名	事業概要
〔事業番号1307〕 関係機関との連携・地域での見守り ・子ども家庭支援センター	〔前計画番号1303〕保護の必要な児童の早期発見と適切な保護を図るため、関係機関と連携し、地域での見守りを行う。

(4) いじめ防止対策の推進

現 状

子どもは一人ひとりがかげがえのない存在です。一人の人間として尊重され、いきいきと成長していくことが大切にされなければなりません。

特に「いじめ」は、いじめられた子の心を深く傷つける重大な人権侵害であるとの認識の下、区では全ての児童・生徒が安心して生活し、学ぶことができることを目指し、平成29年3月に「目黒区いじめ防止対策推進条例」を制定しました。条例は、「いじめは絶対に許さない」「いじめはどの児童等にも、どの学校でも、起こり得る」との意識をもち、区・学校・保護者・区民等・関係機関がそれぞれの役割の下に連携及び協力していじめの防止等に努めることや、「いじめ防止対策推進法」第28条第1項に規定する重大事態（以下、「重大事態」という。）が発生した場合の対応について規定しています。

いじめの問題は子どもの人権に関わる重大な問題であることから、各学校における全児童・生徒がいじめについて考え、代表学年児童・生徒による意見交換を通して、児童・生徒一人ひとりがいじめに対する正しい認識をもつとともに、いじめのない学校を目指そうとする態度を育てるため、教育委員会では独自に「いじめ問題を考えるめぐろ子ども会議」を実施しています。

また、平成26年度からは、いじめ防止啓発ポスター「STOP！いじめ『ダメなものはダメなんだ！』」を作成し、各小・中学校で掲示するとともに、いじめ問題を自分のこととして捉え、主体的に行動することを宣言する「STOP！いじめ 私の行動宣言」にも取り組んでいます。

いじめの早期発見や不登校の未然防止等のため、スクールカウンセラーの全区立小・中学校・幼稚園・こども園への派遣を継続するとともに、幼稚園・こども園への派遣時間の拡充を行っています。また、困難事例にも十分対応できるようスクールソーシャルワーカーを2人体制から3人体制へと強化し、関係機関との連携強化を図り、不登校等の課題解決に向けて学校や保護者等への支援を行っています。

課 題

○いじめや不登校の未然防止、解消に向け、豊かな人間関係のある学級づくりを進める必要があります。

○いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処）の対策を効果的に推進していくための取組を一層充実させる必要があります。

○いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの児童・生徒にも起こり得るものであるとの認識の下、いじめの未然防止及び早期発見、早期対応が求められています。

○不適切な指導が発生する背景には、児童・生徒の指導に当たる教職員や指導員の人権意識の希薄さがあります。全ての教員が人権感覚を高め、一人ひとりの子どもに対して真摯に向き合い、話し合い、認め合うことに最大限努めることが求められています。

施策の方向

- いじめや不登校の未然防止、解消に向け、一人ひとりの様子や学級の状態を把握し、豊かな人間関係のある学級づくりを進めます。
- 教育委員会※と学校・保護者・地域が連携し、子どもの不登校・いじめの未然防止・早期解決に努めるとともに、個々のケースに応じた教育相談機能の充実を図ります。
- 「目黒区いじめ問題対策連絡協議会」「目黒区教育委員会いじめ問題対策委員会」を開催することで、関係機関と連携を深め、いじめの防止等の取組体制の強化を図ります。



【新規事業】

●事業番号1401 いじめ防止等を推進するための組織の設置（教育指導課）

目黒区いじめ防止基本方針に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的に策定し推進するため、第三者を含めた組織を設置する。（平成29年度から）

現況	計画目標
目黒区いじめ問題対策連絡協議会、目黒区教育委員会いじめ問題対策委員会を設置し、定期的を開催している。	目黒区いじめ問題対策連絡協議会を年2回開催し、いじめの防止等のための対策や関係機関の連携に関する事項などについて連絡調整、協議を行う。また、目黒区教育委員会いじめ問題対策委員会を年3回実施し、法第14条第3項の規定に基づき、対策委員会と連携し、いじめの防止等のための対策を実効的に行う。

●事業番号1402 いじめ問題の未然防止の取組（教育指導課）

児童・生徒一人ひとりの学級での居心地のよさなどを知り、いじめ問題の未然防止（予防的指導）につなげるため、学級における生活意欲や満足度、ソーシャルスキル（社会技能）の状況に関する質問紙調査を実施する。（平成30年度から）

現況	計画目標
平成30年度は2つの中学校区で、令和元年度は5つの中学校区で試行実施している。	効果検証を踏まえ、全小・中学校において実施する。

【継続事業】

事業名	事業概要
〔事業番号1403〕 いじめの未然防止・早期発見・早期対応に向けた取組 ・教育指導課	〔前計画番号4202〕 いじめ問題を考えるめぐろ子ども会議、いじめの実態把握調査に全小・中学校が取り組む。いじめの未然防止及び早期発見、早期対応に向けて校内体制、組織の整備及び関係機関との連携を行う。
〔事業番号1404〕 スクールカウンセラーの区立学校派遣 ・教育支援課	〔前計画番号4203〕 いじめや不登校等の未然防止や改善及び解決のため、学校へスクールカウンセラーを派遣し、学校の教育相談機能充実にに向けた支援を行う。

基本目標Ⅱ

子どもの健やかな成長・発達を支える

(1) 子どものこころとからだの健康づくり

現 状

区では、子どものこころとからだの健やかな発育・発達を支えるために、健康診査、歯科健診、予防接種、健康学習、食育、療育、医療環境などの整備を進めています。

健康診査、歯科健診、予防接種は、保健予防課・碑文谷保健センター及び区内委託医療機関などで実施しています。健康診査のうち、5歳児健康診査、2歳児歯科集団健診は目黒区独自の健診として実施しています。また、ことばが遅い、集団に入れない、子どもとのかかわり方がわからない等の親子を対象として、子どもの健康教室を実施しています。

区立学校では、担任教諭による日常の健康観察や保健指導を実施するとともに、教科指導や学級活動、学校行事、学校給食を通じた健康教育を推進しており、学校健康トレーナーの派遣、めぐろ子どもスポーツ健康手帳を活用した指導等に取り組んでいます。

さらに、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、栄養教諭・学校栄養職員、養護教諭等との連携を図った授業を展開しています。

定期健康診断の実施により、児童・生徒の健康状態を把握し、その結果に基づいて治療の勧奨や学校生活についての指導を行うとともに、保護者や学校医等地域との連携により健康づくりを行っています。

子どもの医療は、小児科病院、小児科診療所で診療を行っているほか、休日診療所においても初期救急を行っています。また、平成31年4月1日から、平日夜間小児初期救急診療事業を実施しています。

課 題

○健康診査は、4か月、3歳児健診及び1歳6か月歯科健診を区直営で実施し、6・7か月、9・10か月、1歳6か月児健診及び5歳児内科健診を区内契約医療機関で実施しています。平成30年度の健康診査の受診率は4か月健診が93.4%、3歳児健診が88.4%です。受診率の向上を図り、乳幼児虐待の観点からも未受診者のフォローに重点を置き、健康診査の重要性を再認識するよう働きかけるとともに健全な乳幼児育成の体制づくりと子育てに悩む保護者に対する相談支援に引き続き努める必要があります。

○生涯を通じての健康づくりのためには、引き続き乳幼児期における正しい歯科の知識の普及・啓発を推進していくことが大切です。歯科の集団健診は1歳6か月児、2歳児、3歳児に実施し、むし歯有病者率の減少に努めています。10・11か月児育児学級などにより早期からの関わりを大切にし、口腔内の健康知識の向上に努め、むし歯有病率減少と成長に合わせた口腔機能の発達を引き続き支援していく必要があります。

○予防接種は病気の発生及び蔓延を予防するという視点から、接種率向上は重点課題と

なります。予防接種を受ける機会はますます増えてきており、計画を立てて適切に接種する必要があります。

- 健康教育に関する事業については、情報の共有化など関係課とのさらなる連携を図る必要があります。
- 乳幼児や児童が、一般の小児科が休診している平日夜間にも安心して受診できるように、「平日夜間小児初期救急診療」を広く周知する必要があります。
- 生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力を引き続き育成することが求められています。

施策の方向

- 新生児期からの関わりを重視し、積極的な乳幼児健診の受診勧奨を行います。未受診者に対しては、個別フォローを徹底し全数把握に努めます。乳幼児健診を通して、育児支援や相談指導を充実させ育児不安の軽減を図るとともに、随時、訪問・電話等の相談を行い、虐待の早期発見・早期対応に努めます。
- 歯科健康学習を充実し、むし歯有病率の更なる減少に努めます。正しい歯科知識の普及・啓発により、生涯にわたる口腔内の健康維持増進に努めます。子どものころから正しい歯科の健康知識の普及・啓発を図ります。
- 予防接種の接種率向上のために、未接種者に対しては、積極的な勧奨を図っていきます。また、計画性のある適切な接種のために、予防接種に関する正しい知識の普及・啓発に努めます。
- 健康教育に関する事業については、教育委員会における連携を強化し、健康教育の推進を図ります。
- 休日や夜間における小児科の診療体制については、区報、区や医師会のホームページ、東京都医療機関案内サービス「ひまわり」など、様々な方法で情報提供を行っていきます。

【新規事業】

●事業番号2101 平日夜間小児初期救急診療事業（健康推進課）

小児初期救急医療体制を確保し、小児医療と子育て支援の充実を図る。（平成31年4月1日より事業開始）

現況	計画目標
満15歳以下の入院を必要としない小児の救急患者に対して、一般の小児科が休診している月曜日から金曜日の午後8時から11時に実施している。（祝日・休日を除く）	安定的に実施する。

●事業番号2102 新生児聴覚検査（保健予防課・碑文谷保健センター）

新生児の聴覚障害を早期発見し、早期療育を図るために、費用の一部を助成し契約医療機関へ委託して聴覚検査を実施する。（平成31年4月から）

現況	計画目標
母子手帳発行時に新生児聴覚検査の受診票を配布し、受診勧奨を行っている。また、受診状況を確認し、検査により把握された要支援児の早期療育が受けられるよう保護者に対して、保健指導を行っている。	新生児聴覚検査の受診率向上を図る。また、受診状況を把握し、聴覚障害の早期発見・早期療育が行えるよう保護者に対して適切な保健指導等を実施する。

【継続事業】

事業名	事業概要
〔事業番号2103〕 4か月児健康診査 ・保健予防課 ・碑文谷保健センター	〔前計画番号2101〕 発育状態や疾病の有無等について、健康診査を行い、またその保護者に適切な保健指導を行う。また、親の育児不安の軽減を図り、児童虐待の兆候を早期に発見し、防止するための個別相談指導等を実施する。
〔事業番号2104〕 乳児健康診査（6か月児）（9か月児） ・保健予防課 ・碑文谷保健センター	〔前計画番号2102〕 乳児健康診査の一層の徹底を図るため、該当の乳児に対して受診票を発行して、委託医療機関で健康診査を実施する。
〔事業番号2105〕 1歳6か月児健康診査 ・保健予防課 ・碑文谷保健センター	〔前計画番号2103〕 発育状況の一般診査と精神発達面の診査を医療機関に委託して実施する。
〔事業番号2106〕 3歳児健康診査 ・保健予防課 ・碑文谷保健センター	〔前計画番号2104〕 身体発育、運動、精神発達、生活習慣の観察及び歯科健診を行い、心身障害を早期に発見し、幼児の健康な発育を図る。また、虐待などの早期発見に努める。

事業名	事業概要
〔事業番号2107〕 5歳児健康診査 <ul style="list-style-type: none"> ・保健予防課 ・碑文谷保健センター 	〔前計画番号2105〕 幼児の健全な育成を図るため、健診の機会が少ないか又は健康に不安のある5歳児を対象に、身体面、精神発達面の健康診査及び保護者の育児に関する状況把握を医療機関に委託して実施する。
〔事業番号2108〕 1歳6か月児歯科健診 <ul style="list-style-type: none"> ・保健予防課 ・碑文谷保健センター 	〔前計画番号2106〕 乳歯の萌出からそしゃく機能の発達へつなげる重要な時期であるため、歯科健診と適切な保健指導を行う。
〔事業番号2109〕 2歳児歯科健診 <ul style="list-style-type: none"> ・保健予防課 ・碑文谷保健センター 	〔前計画番号2107〕 むし歯の発生しやすい時期であり乳歯をむし歯から守るため、歯科健診と適切な保健指導を行う。
〔事業番号2110〕 3歳児歯科健診 <ul style="list-style-type: none"> ・保健予防課 ・碑文谷保健センター 	〔前計画番号2108〕 むし歯予防や自分で歯みがきをする習慣をつくる重要な時期であるため、歯科健診と適切な保健指導を行う。
〔事業番号2111〕 5歳児フッ素塗布 <ul style="list-style-type: none"> ・保健予防課 ・碑文谷保健センター 	〔前計画番号2109〕 萌出したての永久歯の歯質強化を図るため、フッ化物塗布を目黒区歯科医師会へ委託し実施する。
〔事業番号2112〕 予防接種の勧奨 <ul style="list-style-type: none"> ・保健予防課 ・碑文谷保健センター 	〔前計画番号2110〕 定期予防接種については、標準の接種年齢にあわせて接種票を個別送付する。
〔事業番号2113〕 子どもの健康教室 <ul style="list-style-type: none"> ・保健予防課 ・碑文谷保健センター 	〔前計画番号2112〕 1歳6か月児健診や2歳児歯科健診、3歳児健診を始めとする幼児の各種事業の結果、軽度のことばの遅れのある子ども、母子分離できない子ども、友だちと遊べない子ども等を対象に集団遊びを通じて、親と子どものかかわり方を理解することを目的として実施する。
〔事業番号2114〕 個別相談 <ul style="list-style-type: none"> ・保健予防課 ・碑文谷保健センター 	〔前計画番号2113〕 保健指導の必要があると思われる家庭や電話・文書・来所により相談のあった区民に対して、個別訪問や個別相談により対応する。

事業名	事業概要
〔事業番号2115〕 歯科健康教育 ・保健予防課 ・碑文谷保健センター	〔前計画番号2114〕 ハローベビークラス、育児学級などで子どもの成長に合わせた歯科健康教育を実施する。依頼に応じて、社会福祉施設や児童館などで歯科健康教育を実施する。
〔事業番号2116〕 私立幼稚園児の歯科検診委託 ・子育て支援課	〔前計画番号2116〕 区内の私立幼稚園に通う全園児を対象に、園児の健康の維持を目的として目黒区歯科医師会に委託して歯科検診を実施する。
〔事業番号2117〕 区内認可保育所の歯科検診委託 ・保育課	〔前計画番号2117〕 区内の認可保育所（私立を含む）に通う全園児を対象に、むし歯を防ぐため目黒区歯科医師会に委託して歯科検診を実施する。
〔事業番号2118〕 健康教育の推進 ・学校運営課	〔前計画番号2118〕 健康づくりに関する専門の職員（学校健康トレーナー）が区立小学校を訪問し、肥満、体力不足やぜん息などの健康課題の改善に向けて個々の状況に応じた助言や運動指導を行う。
〔事業番号2119〕 体力づくりの充実 ①区独自教材の活用 ②体力テストの実施 ・教育指導課	〔前計画番号2119〕 区独自教材を全区立幼稚園・こども園及び小・中学校に配付、活用し、家庭とも連携しながら幼児・児童・生徒の健康保持増進及び体力の向上に取り組む。 体育の時間や体育的行事を通じ生涯にわたり運動に親しむ態度を育てるとともに、体力テストにより子どもたちの体力や運動能力の課題を明らかにし、指導方法の改善に努める。
〔事業番号2120〕 公害補償福祉・予防 ・健康推進課	〔前計画番号2120〕 大気汚染の影響による健康被害の予防のため、呼吸器疾患やその疑いのある子どもの保護者を対象に、医師等による健康教室、健康相談等を実施し、知識の普及を図る。
〔事業番号2121〕 大気汚染健康障害者の医療費助成申請事務 ・健康推進課	〔前計画番号2121〕 気管支ぜん息（18歳未満は慢性気管支炎、ぜん息性気管支炎、肺気腫も対象）を患っている者に対して、医療費の保険診療の自己負担分を助成する都制度の申請事務を実施する。
〔事業番号2122〕 薬物乱用防止活動 ・健康福祉計画課	〔前計画番号2122〕 薬物乱用防止推進目黒地区協議会等と連携協力して、「危険ドラッグ」等の有害性についての情報提供を始めとする薬物乱用防止のための啓発活動を進める。

事業名	事業概要
〔事業番号2123〕 健康教育 ・ 学校運営課	〔前計画番号2123〕 食習慣をはじめとした生活習慣の乱れや、薬物乱用等新たな課題を踏まえながら、自ら健康を保持、増進できる実践力をはぐくむため、「食に関する指導」、「薬物乱用防止教室」、「喫煙・飲酒防止指導」、「心の健康問題への対応」、「性教育」等、学校での健康教育を推進する。
〔事業番号2124〕 休日テレホンセンター事業支援 ・ 健康福祉計画課	〔前計画番号2124〕 日曜・祝休日・土曜準夜・年末年始に診療機関を案内する目黒区医師会の休日テレホンセンター事業を支援する。
〔事業番号2125〕 休日・休日準夜・土曜準夜診療事業 ・ 健康推進課	〔前計画番号2125〕 一般の診療所が休診している日曜・祝休日・年末年始及び土曜準夜の急病者が受診できるよう、目黒区医師会に委託して実施する。

(2) 食育の推進

現 状

食育（様々な経験を通じて食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人を育てること）は、子どもたちが生涯にわたって健やかな心と身体を培い、豊かな人間性をはぐくむ基礎をつくるものとして重要です。

子どもの栄養、食習慣に関しては、保健予防課及び碑文谷保健センターで各種講座や個別相談を行っています。区立学校では、「学校における食育指針」に基づき、家庭・地域と連携を図りながら、食育リーダーや食育推進チームを中心に、食育の推進に取り組んでいます。また、全校に学校栄養職員（うち2校は栄養教諭）を配置して、学校給食を通じた食育を実践しているほか、教諭と連携して、教科や特別活動、総合的な学習の時間などにおいて、食に関する指導を行っています。保育園、児童館、学童保育クラブでは、給食、行事、日常の事業を通して食に関する啓発等を行っています。

課 題

- 乳幼児期からの正しい食事のとり方や、望ましい食習慣の定着による食を通じた心身の健全育成を図るため、発達段階に応じた食に関する学習会や情報の提供を進める必要があります。また朝食欠食等の食生活の乱れや過度の痩身志向、肥満や生活習慣病の増加、心身の健康問題が生じている現状を踏まえた取組も必要です。
- 学校での食育実践においては、食に関する指導を行う時間の確保や学校全体での取組体制の見直しが必要となっています。

施策の方向

- 健康学習として、子ども、親子、保護者など、対象別に講習会や体験学習などを実施します。
- 令和元年度に「学校における食育指針」を改定し、指針に基づき全校で食育を推進します。

【新規事業】

●事業番号2201 食育レシピ本を通じた食育の推進（学校運営課）

食育レシピ本「みんな大好き学校給食」の頒布等を通じ、主に家庭での食育の推進を図る。

現況	計画目標
平成27年度に「みんな大好き学校給食」発行、頒布を開始	冊子の頒布及び掲載レシピの紹介等を通じ、主に家庭における食育の推進を図る。

【継続事業】

事業名	事業概要
〔事業番号2202〕 食育推進のための普及啓発 ・保健予防課 ・碑文谷保健センター	〔前計画番号2202〕 食育関係者及び食育に関わる民間団体等とも連携協力して、食育の推進に関する普及啓発を図るための活動や行事を実施する。
〔事業番号2203〕 栄養相談 ・保健予防課 ・碑文谷保健センター	〔前計画番号2203〕 育児学級や乳児健診等の実施時に集団、個別の栄養相談を実施する。
〔事業番号2204〕 子ども料理教室、夏休み親子料理教室 ・保健予防課 ・碑文谷保健センター	〔前計画番号2204〕 主に小学生を対象として「健康な自分の体」「栄養知識と調理」「食品衛生」等について実施する。
〔事業番号2205〕 プレママクッキング ・保健予防課 ・碑文谷保健センター	〔前計画番号2205〕 ハローベビークラスにおける講義の内容をもとに日常生活において実践できることを取り上げ、調理実習を通じて学ぶ。
〔事業番号2206〕 「学校における食育指針」に基づく取組 ・学校運営課	〔前計画番号2206〕 学校と家庭・地域が連携しながら、子どもたちの「食」への意識を高め、児童・生徒一人ひとりが健全な食生活を実践することができるように策定した指針に基づく取組を実施する。
〔事業番号2207〕 特別給食の実施 ・学校運営課	〔前計画番号2207〕 伝統的な食文化に親しみ、それを継承することの大切さを理解するよう、日本の行事にちなんだ行事食や、各地の郷土料理、又、国際理解を深めるための世界の料理などを取り入れた特別給食を実施する。

(3) 成長・発達に応じた切れ目のない支援

現 状

平成28年6月に「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」、同年8月には「発達障害者支援法」が改正されました。障害者に関する法整備が進められ、多様なあり方をお互いに理解し、認め合う共生社会の実現を基底に、ライフステージや障害特性に応じた、地域での自立生活に向けた支援体制の整備が一層求められることになりました。

区では、こうした法改正と社会状況の変化を踏まえ、「第1期目黒区障害児福祉計画」(平成30年度から令和2年度まで)を策定しました。障害のある子どもや成長・発達に支援が必要な子どもへの多様なニーズに応えるために相談体制の確保や、ライフステージに応じた支援に向けた施策を推進しています。

障害のある子どもや成長・発達に支援が必要な子どもは増加傾向にあり、成長や発達段階に応じた支援のニーズ及び子育てに関する家族からの相談も増加しています。

児童発達支援センター※及び障害児相談支援事業所6か所では、乳幼児から18歳までの障害のある子どもや成長・発達に不安のある子ども及び家族を対象とした相談支援を行っており、相談支援事業所による計画作成は7割、セルフプランが3割となっています。(平成31年3月末現在)

また、児童発達支援センターでの未就学児を対象とした療育や民間事業者による児童発達支援事業が10か所、就学児を対象とした放課後等デイサービス※は12か所となりました。各事業所において提供される支援の内容は多様となっています。

医療技術等の進歩を背景として、日常生活において人工呼吸器の使用、胃ろう等の経管栄養、たんの吸引等の医療的ケア※を必要とする子どもが増えている中、保健・医療、福祉、教育等の各分野の委員による医療的ケア児支援関係機関協議会を立ち上げ、医療的ケア児への支援について協議しています。

平成30年4月に発達障害※に関する総合的な支援を行う発達障害支援拠点「ぽると」を開設し、発達障害に関するライフステージに応じた相談、本人や家族への支援、発達障害理解のための啓発などを実施しています。

区立保育園では、全保育園で3人程度を目安に、親の就労等で日中保育が困難な障害のある子どもの保育を行っています。障害のある子どもの放課後の居場所として児童館では、様々な工夫をした事業を行い、子ども同士が交流する「あそびのつどい」は全館で実施しています。学童保育クラブでは、全クラブで原則として受け入れ、障害のある子どもの保育を行い、受入れ年齢を6年生までとしています。経済的支援として児童育成手当(障害手当)、特別児童扶養手当の支給を行っています。

小学校就学前から中学校卒業後までの一貫した支援を行っていくために、公私立の幼稚園・こども園・保育園等と連携し、小学校就学前の幼児の保護者と教職員を対象とした教育、医療、心理の各専門家による相談事業である「小学校就学前ガイダンス」を行うとともに、保護者への早期からの情報提供に努めています。また、小学校就学後は保護者や関係機関との連携を図りながら、学校生活支援シート(個別の教育支援計画)を

作成し、学校間・関係機関での引継ぎに活用しています。

めぐろ学校サポートセンターでは、18歳以下の子どもとその保護者を対象にして、心理職の教育相談員による来所・電話による教育相談を実施し、面接、プレイセラピー、発達検査などを行っています。相談件数や発達検査実施件数は、近年増加しています。また、平成30年度からは、夏季休業明け直前の3日間、夏のこども電話相談を開設したほか、ペアレントトレーニングに関する保護者向け説明会を実施しています。

課題

- 令和元年度から、相談窓口を「子育て世代包括支援センター」として、それぞれの相談機関が連携して対応していますが、より利用しやすい相談支援方法の検討が必要です。
- 発達や成長段階に応じた支援の必要な子どもや障害のある子ども及び家族に対する相談支援の充実や、ライフステージに合わせた切れ目のない支援を行うために療育機関、保育園、小・中学校、学童保育クラブ、特別支援学校など福祉や教育機関などの関係機関の連携が求められています。
- 小学校就学前の幼児の保護者を対象とする就学情報の提供を一層充実していく必要があります。
- 児童発達支援、放課後等デイサービスにおいて多様なニーズに対応していくため、支援の質の向上や支援内容の適正化が求められています。
- 医療的ケア児に対する保健・医療、療育機関、保育園、小・中学校、学童保育クラブ、特別支援学校など福祉や教育機関などのさらなる連携が求められています。
- 区内には重症心身障害児を対象とする事業所がなく、近隣区の事業所に通所せざるを得ないため、重症心身障害児（医療的ケア児を含む）の安定した通所が図れるように、区内に重症心身障害児を対象とする児童発達支援事業や放課後等デイサービスの整備が求められています。
- 障害の有無に関わらず、同じ地域の中で成長できる環境と支援体制の整備が求められています。

施策の方向

- 「第1期目黒区障害児福祉計画」に基づき、発達や成長段階に応じた支援の必要な子どもや障害のある子どもと家族が、地域で安心して暮し続けるために必要な支援を提供していきます。
- 児童発達支援センター、発達障害支援拠点、障害児相談支援事業所等により、ライフステージに応じた切れ目のない支援を行うため、訪問相談を含む相談支援の充実を図ります。
- 発達や成長段階に応じた支援の必要な子どもや障害のある子どもを安心して育てられるように、居宅サービスやレスパイト事業、移動支援等のサービス提供、ペアレントトレーニング等の家族に寄り添う支援を充実していきます。

- 児童発達支援、放課後等デイサービスの提供にあたっては、児童発達支援ガイドライン及び放課後等デイサービスガイドラインに基づき、各事業の支援の質の向上や支援内容の適正化を推進していきます。
- 医療的ケア児支援関係機関協議会による検討を継続し、重症心身障害児（医療的ケア児を含む）を対象とする児童発達支援事業、放課後等デイサービスを整備していきます。
- 発達障害支援拠点において、ライフステージに応じた切れ目のない相談・支援を行い、啓発事業を通して地域に発達障害を理解する人を増やしていきます。
- めぐろ学校サポートセンターの相談体制を強化するとともに、区立幼稚園・こども園と連携して、ペアレントトレーニングに関する保護者向け説明会を実施していきます。
- 今後も、保護者や関係機関等との、早期からの連携、小学校就学前から中学校卒業後までを見通した連携による支援体制を充実していきます。
- 学童保育クラブでは、障害のある子どもが入所を希望する学童保育クラブで受け入れができるよう環境を整備していきます。

【新規事業】

●事業番号2301 発達障害支援事業（障害者支援課）

社会福祉法人に委託し、発達障害に関する相談、本人や家族への支援、発達障害理解のための啓発など、発達障害に関する総合的な支援を行う発達障害支援拠点を運営する。

現況	計画目標
年齢を問わず発達障害に関する相談を受け付けている。また、当事者活動や発達障害理解のための講習会・学習会を実施している。	本人・家族への支援、発達障害理解のための啓発等の充実を図る。

●事業番号2302 重症心身障害児通所支援事業（障害者支援課）

重症心身障害児（医療的ケア児を含む）の通所支援を提供できる体制を確保するため、児童発達支援及び放課後等デイサービスを実施する。（令和2年7月より事業開始）

現況	計画目標
令和元年度 委託事業者公募・選定	重症心身障害児（医療的ケア児を含む）を対象とした児童発達支援及び放課後等デイサービスの通所事業を行うことで、地域における支援の充実を図る。

【拡充事業】

●事業番号2303 保護者への早期からの就学情報提供と就学相談（教育支援課）

保護者向け就学相談パンフレット等の配布と区ホームページでの公開、就学相談員派遣による就学情報の提供などにより、保護者への早期からの就学情報提供と就学相談の充実を図る。

現況	計画目標
保護者向け就学相談のしおりの配布、啓発リーフレットの発行、区ホームページでの理解啓発を行っている。また、公私立の幼稚園こども園・保育園等を通じて、就学支援シートの保護者向け配布を行っている。	保護者や関係機関等との連携による支援体制の充実を図る。

●事業番号2304 児童発達支援センター（相談部門）（障害者支援課）

施設の有する専門機能を活かし、障害児や発達に支援の必要な児童及びその家族からの相談に応じる。また、障害児が利用する施設への援助・助言等を行い、児童発達支援センターとして地域の中核的な発達相談機関の機能を果たす。子育て・教育・保健医療等関係機関との連携を図り、ネットワークを確立し、児童への切れ目のないきめ細やかな支援の提供を図る。

現況	計画目標
〔前計画番号2302〕 <ul style="list-style-type: none"> 平成26年8月より児童発達支援センターとして、18歳未満の児童の相談に対応している。 地域の事業者や関連所管と連携し、必要な情報を共有している。 	18歳までの児童に関する相談を充実させる。 平成27年度から計画相談、障害児相談支援を開始し、ライフステージが変わっても途切れることのないきめ細やかな支援を図る。また計画相談等を介して、地域の子育て・教育・保健医療等関連分野との連携を深める。

●事業番号2305 児童発達支援センター（療育部門）（障害者支援課）

各園児に集団療育と心理言語個別指導、作業療法士による指導を行う。必要な児童には理学療法士の個別指導がある。すくすくのびのび園在籍児が併用する保育園・幼稚園への専門職・職員による訪問と支援方法の協議・共有を実施する。

すくすくのびのび園に在籍する年長児の就学に関する取組を支援する。

現況	計画目標
〔前計画番号2306〕 集団療育 15クラス 定員114人。各園児に集団療育と心理言語個別指導、作業療法士による指導を行う。必要な児童には理学療法士の個別指導がある。すくすくのびのび園在籍児が併用する保育園・幼稚園への専門職・職員による訪問と支援方法の協議・共有を実施している。 すくすくのびのび園に在籍する年長児の就学に関する取組を支援している。	集団療育・個別療育を継続し、児童の発達を促す。 相談の機会を設け、家族支援を強化する。 相談部門の協力を得て、児童の関連する機関と連携を深める。

【継続事業】

事業名	事業概要
<p>〔事業番号2306〕 特別な支援を要する幼児・児童・生徒に対する早期からの一貫した支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育支援課 	<p>〔前計画番号2304〕 医師、学識経験者、教育相談員が助言者として、申込みのあった幼稚園、こども園、保育園等を訪問し、在籍する幼児の集団生活上の困難さを改善するための教育的支援について、教職員及び保護者からの相談を受け、幼児の行動観察や助言を行う、小学校就学前ガイダンスを実施する。</p>
<p>〔事業番号2307〕 学童保育クラブでの障害のある子どもの保育の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援課 	<p>〔前計画番号2307〕 障害のある子どもの受け入れ人数を緩和し、保護者・子どもの希望に添うように保育を行う。また、4年生以降の利用についても拡大し、6年生までの保育を行う。</p>
<p>〔事業番号2308〕 障害のある子どもへの居場所の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援課 	<p>〔前計画番号2308〕 障害のある子どもが児童館で過ごすことができるように保護者と連携しながら充実を図る。障害のある子どものランドセル来館※での利用も引き続き行う。障害のある子どもが参加しやすい事業として、「あそびのつどい」を実施する。年1回、児童館を利用する障害のある子どもの保護者と懇談会を実施し、保護者同士の交流・意見要望などを通して情報交換を行い居場所の充実を図る。</p>
<p>〔事業番号2309〕 子どもの成長に合わせたサポート体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援課 ・保育課 	<p>〔前計画番号2309〕 すくすくのびのび園が平成26年度に児童発達支援センターとして機能の充実と拡大を図ることにより、乳幼児から18歳未満までの特別な支援を要する児童に対し、早期発見早期支援及び学齢期に渡る一貫した支援体制を整備する。児童に関わる関係機関とのネットワークをさらに強化し、ライフステージに応じた教育分野、子育て分野、保健医療分野等との横断的なサポートシステムを構築する。</p>
<p>〔事業番号2310〕 居宅介護（ホームヘルプ）サービス等の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者支援課 	<p>〔前計画番号2310〕 障害児も含め、障害のある人の自立・介護者の介護軽減のため、自宅で入浴、排せつ、食事等の居宅介護サービス等を行う。</p>
<p>〔事業番号2311〕 短期入所（ショートステイ）サービスの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者支援課 	<p>〔前計画番号2311〕 家族の疾病等により、一時的に障害児が日常生活を営むことが困難になった場合に、短期間、施設において入浴、排せつ、食事等の介護を行う。</p>

事業名	事業概要
〔事業番号2312〕 緊急時等見守り事業の実施 ・ 障害者支援課	〔前計画番号2312〕 家族の疾病等により、緊急かつ一時的に障害児が日常生活を営むことが困難になった場合に、あらかじめ届出をした指定介護人や障害福祉サービス事業所のヘルパーが居宅で見守りを行う。
〔事業番号2313〕 移動支援事業の実施 ・ 障害施策推進課	〔前計画番号2313〕 障害児が余暇活動等の社会参加のための必要な外出を行う際に移動支援を行う。また、高等部までの障害児で保護者の就労、疾病、事故等により必要とする送迎が困難な場合、通学の介助を行う。
〔事業番号2314〕 区立幼稚園・こども園での障害のある幼児の受入れ ・ 学校運営課	〔前計画番号2314〕 区立幼稚園・こども園での集団保育の可能な障害のある幼児の受入れを促進するため、幼稚園・こども園特別支援補助員を配置するなど諸条件を整備する。
〔事業番号2315〕 私立幼稚園心身障害児教育事業費補助 ・ 子育て支援課	〔前計画番号2315〕 心身障害児教育の充実と発展を図ることを目的に、心身障害児の就園する目黒区内の私立幼稚園に対して補助金を支給する。
〔事業番号2316〕 障害のある乳幼児の保育の充実 ・ 保育課	〔前計画番号2316〕 発達の遅れや心身に障害のある乳幼児を障害のない乳幼児との統合保育によって発達を促し、障害児保育を充実する。
〔事業番号2317〕 障害児福祉手当の支給 ・ 障害者支援課	〔前計画番号2318〕 政令で定められた障害程度に該当する障害児を対象に、生活の安定を確保するため、障害児福祉手当の受付及び給付事務を行う。
〔事業番号2318〕 児童育成手当（障害手当）、特別児童扶養手当 ・ 子育て支援課	〔前計画番号2319〕 障害を有する児童の監護・養育者に手当を支給することにより、児童の福祉の増進を図る。
【再掲】 〔事業番号1108〕 教育相談 ・ 教育支援課	〔前計画番号3213〕 めぐろ学校サポートセンターにおいて来室教育相談、電話教育相談を実施し、児童・生徒及び幼児の心身の健全な発達を図るため教育上の様々な問題について相談に応じる。

(4) 多様な保育の充実

現 状

保育園に入園を希望する保護者は年々増加しており、平成29年4月の待機児童数は617人と過去最大となりました。

これを受けて、区では、私立認可保育園等の整備の取組を加速し、平成29・30年度の2年間で新たに1,686人分の保育施設の定員を確保した結果、平成31年4月1日時点の待機児童数は79人となり、ピーク時の617人と比較すると2年間で12.8%まで減少しました。

平成31年4月の区内の認可保育園は区立保育園が20園、私立保育園が53園、合計73園で、定員の合計は5,795人となっています。通常の保育時間は午前7時15分から午後6時15分までで、保育園によって時間は異なりますが全園で延長保育を実施しています。

認可保育園の他に東京都認証保育園※や、家庭福祉員※、小規模保育園、事業所内保育園が利用されています。区立のこども園では、中・長時間の保育を2園で実施しています。

また、保育園等に通わずに家庭で保育を行っている保護者が、病気やけがなどにより保育ができなくなったときに一時的に預かる緊急一時保育は全区立保育園で受け入れており、保護者のリフレッシュ等のために利用できる一時保育は認可保育園9園と認証保育園2園で実施しています。

さらに、園庭が園舎に隣接していない保育園が増加してきており、子どもの遊び場の確保が課題となっています。区は平成30年度から保育園の子どもを広い公園に送迎する「ヒーローバス」(登録商標第6158361号)を運行して、子どもがのびのびと体を動かせる機会を確保しています。

平成31年4月1日現在、学童保育クラブについては、公設が26か所、民設が4か所、合計30か所あり、受入れ可能数の合計は2,003人です。保育時間は下校時から午後6時15分まで、学校休業日の平日は、午前8時15分から午後6時15分まで、土曜日は午前8時30分から午後6時までで、全施設一律で実施しています。なお、平町、烏森第二、そらのした学童保育クラブは、午前8時から午後7時までの延長保育を実施しています。

学童保育クラブの需要は、年々高まっています。区内小学生人口の増加も相まって、放課後に安心安全な子どもの居場所として、子どものいる家庭の生活状況の変化や就労など様々な理由で、学童保育クラブを希望する家庭が増加しています。

課 題

- 保育園の待機児童が解消した後も待機児童ゼロを維持できるよう、取り組んでいく必要があります。
- 緊急一時保育、一時保育は定員があり、希望した保育園を利用できないこともあり定

員を拡大する必要があります。

- すべての子どもの健やかな成長・発達を等しく確保するため、適切な環境で保育サービスを受けられるよう、保育園利用者のニーズを踏まえたサービス拡充や、保育の質の向上のため、様々な取組が必要です。
- 学童保育クラブの保育需要を見据えた整備に取り組む必要があります。また、児童の安心安全への意識の高まりから、校外に移動することのない小学校内への整備が求められています。
- 児童数の増加により、小学校も学級増となっているため、将来を含む各小学校の施設状況等を教育委員会と共有し、小学校内に学童保育クラブ事業の実施場所を確保していく必要があります。

施策の方向

- 幼児教育・保育の無償化による影響や女性就業率の向上などの要因で伸びると予想される保育需要に合わせ、民設民営の認可保育園を中心に整備を進めていきます。
- 緊急一時保育については、区内5か所に拠点園を設け、拠点園での定員を3人まで拡大し、一時保育については新規開設の認可保育園でスペースを確保し実施していきます。
- 保育園の園児を敷地の広い公園へ送迎する「ヒーローバス」を活用・拡充し、保育環境の充実を図ります。
- 病気やけがなどで保育園を休園し、保護者の仕事などの理由で家庭で保育する人がいないため、ベビーシッターを利用する際の費用の一部を助成していきます。
- 施設条件等が整った小学校内に学童保育クラブを整備していきます。小学校内に学童保育クラブが整備できない場合、これまでと同様に区有施設や民間活力の活用による整備も検討していきます。

【新規事業】

●事業番号2401 「ヒーローバス」運行事業（保育計画課）

〔事業概要〕 幼児専用車「ヒーローバス」を用い、保育園の子どもたちと保育士を近くの敷地の広い公園等まで送迎する。

〔対象者〕 3歳児クラス以上の子ども

現況	計画目標
平成30年度末 「ヒーローバス」1台運行	令和元年度からは2台で運行している。保育園の子どもたちがのびのびと屋外で遊べる機会を確保できるよう、令和2年度から「ヒーローバス」の増車（3台目）を行います。また、「ヒーローバス」のさらなる活用方法について検討する。

●事業番号2402 訪問型病児・病後児保育利用料助成（保育課）

〔事業概要〕 病児・病後児保育対応のベビーシッターを利用する保護者に対し、利用に要した費用の一部を助成

〔対象者〕 目黒区内に住所を有し、認可保育園、家庭福祉員、小規模保育、認証保育園などの認可外保育施設（区外施設も含む）、こども園等を利用している保育の必要な未就学児

現況	計画目標
平成30年度末 延べ申請者数 13人	実績を精査し課題等を検討する。

【拡充事業】

●事業番号2403 放課後児童健全育成事業の推進（子育て支援課）

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生（1～6年生対象）に対し、放課後等に、児童館や小学校内施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を与え、児童の健全な育成を図る。

現況	計画目標
〔前計画番号2401〕 平成30年度、令和元年度に学童保育クラブを3か所新設した。今後は、放課後子ども総合プランと連動した放課後の居場所づくりを拡大していく。 「目黒区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」を踏まえた運営をする私立学童保育クラブが令和元年度に1か所開設し、令和2年度に1か所新設する。	学童保育クラブの保育需要を見据えた整備に取り組む必要がある。また、児童の安全安心への意識の高まりから、施設条件等が整った小学校内に学童保育クラブ整備を検討する。小学校内に学童保育クラブが整備できない場合、これまでと同様に区有施設や民間活力の活用による整備も検討する。 「目黒区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」、「目黒区学童保育クラブ保育指針」を踏まえた運営を行い、区が監督者の立場にたって、民間事業実施者に保育の質を確保した事業展開を求めていく。

●事業番号2404 学童保育クラブ整備【実】（子育て支援課・放課後子ども対策課）

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童（1～6年生対象）の健全な育成を図るため、学童保育クラブを拡充整備する。

現況	計画目標
〔前計画番号2404〕 ・30か所の学童保育クラブを小学校区域ごとに配置し運営 公設公営 17か所 公設民営 9か所 民設民営 3か所 私立 1か所 （平成31年4月1日時点）	・令和2年4月までの新設整備 東根第二学童保育クラブ、（仮称）目黒本町一丁目学童保育クラブ、駒場小学校内学童保育クラブ（仮称）、下目黒小学校内学童保育クラブ（仮称）、八雲小学校内学童保育クラブ（仮称） ・令和2年4月までの拡充整備 田道小学校内学童保育クラブ 令和2年度中に放課後子ども総合プラン本格実施のための計画を策定する。令和3年度以降に開設可能な小学校から順次、教育委員会と調整しながら、一体型事業を中心とした放課後子ども総合プランの実施に向けて、できる限り小学校内に学童保育クラブを整備していく。 また、利用時間の延長や対象学年の拡大の実施を図っていく。

●事業番号2405 ファミリー・サポート・センターの充実（子育て支援課）

子育てを支援する人（協力会員）、子育てを支援してほしい人（利用会員）が登録をし区民相互の子育て支援活動として、必要なときに子どもを預かる等の支援を行う。

現況	計画目標
〔前計画番号2405〕 活動件数 4,898件 延べ利用件数 6,007件 利用会員数 763人 協力会員数 399人 （平成30年度実績）	相互援助の理解と周知、協力会員の拡大を図る。

●事業番号2406 認可保育園整備【実】（保育計画課）

〔事業概要〕 保育園の待機児童が解消した後も私立保育園（賃貸型認可保育園含む）の設置等により、待機児童ゼロの維持を図る。

現況	計画目標
〔前計画番号2406〕	【令和2年度】
平成30年度末（平成31年4月1日時点）	認可保育所開設（国有地）
定員	2か所 定員 265人
公設公営 1,856人	認可保育所開設（区有地）
公設民営 244人	1か所 55人
民設民営 3,695人	認可保育所開設（賃貸型）
計 5,795人	14か所 884人
整備数	（その他定員変更等）
公設公営 17か所	2か所 30人
公設民営 3か所	【令和3年度】
民設民営 53か所（分園含む）	（国有地）
計 73か所	1か所 定員 70人程度
	（区有地）
	3か所 290人程度
	（賃貸型）
	4か所 240人程度
	【令和4年度】
	（賃貸型）
	1か所 60人程度
	【令和5年度】
	（賃貸型）
	1か所 60人程度
	【令和6年度】
	（賃貸型）
	1か所 60人程度
	〔令和2～6年度目標量（集計）〕
	（国有地） 3か所 定員 335人程度
	（区有地） 4か所 定員 345人程度
	（賃貸型） 21か所 定員 1,304人程度
	（その他定員変更）
	2か所 定員 30人

- 事業番号2407 認可保育園整備（区立保育園の民営化）【実】（保育計画課）
〔事業概要〕区立保育園の老朽化等の課題に対応するとともに、待機児童の解消と保育ニーズの多様化を踏まえ、区立保育園の民設民営化を進める。

現況	計画目標
〔前計画番号2408〕 区立保育園の民営化 平成29年度 1か所 令和元年度 1か所	<ul style="list-style-type: none"> 区立保育園の民設民営化を実施 令和2年度 1か所 令和7年度 1か所（令和5年度末閉園後、令和7年度に私立園として開園） 公設民営園の民設民営化を実施 令和2年4月 2か所 令和4年4月 1か所

【継続事業】

事業名	事業概要
〔事業番号2408〕 認証保育園支援 ・保育課 ・保育計画課	〔前計画番号2407〕 認可保育園を補完し待機児童の解消に寄与していることから、引き続き運営支援を行うとともに、認可保育園への移行等の支援を行う。
〔事業番号2409〕 地域型保育事業※整備 ・保育課 ・保育計画課	〔前計画番号2402〕 子ども・子育て支援新制度により創設された、19人以下の少人数の単位で待機児童の多い0歳～2歳児の保育を行う地域型保育事業（家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）について、引き続き運営支援を行う。
〔事業番号2410〕 区立こども園の中・長時間保育 ・学校運営課	〔前計画番号2403〕 働きながら幼稚園教育を受けさせたいといった多様化する保護者のニーズに対応するため、区立こども園の中・長時間保育を実施する。また、中時間保育の保育区分を設けることにより、子ども・子育て支援新制度で示されたパートタイムなどの就労者へのニーズにも応えていく。
〔事業番号2411〕 延長保育 ・保育課 ・保育計画課	〔前計画番号2409〕 入所している子どもで、保護者の就労時間の関係で、通常保育時間以降に保育が必要な子どもを保育する。引き続き、認可保育園の新規開設と合わせて、実施可能な保育園の整備を進めていく。

事業名	事業概要
〔事業番号2412〕 一時保育（一時預かり事業） ・ 保育課	〔前計画番号2410〕 ①緊急一時保育 保護者の疾病やけが等により短期的に保育が必要な児童を、保育園で保育する。 ②一時保育 家庭で育児にあたる保護者のリフレッシュ等のために、保育園等で、日・時間単位で一時的に児童を預かる。
〔事業番号2413〕 病後児保育 ・ 保育課	〔前計画番号2411〕 保育園に通所中の児童等であって、病気の回復期にある（病後児）ことから、保育園等での集団保育が困難な児童を、専用の施設で一時的に預かる。
〔事業番号2414〕 病児保育 ・ 保育課	〔前計画番号2412〕 保育園に通所中の児童等であって、回復期に至っていない（病児）ことから、保育園等での集団保育が困難な児童を、専用の施設で一時的に預かる。
〔事業番号2415〕 休日保育 ・ 保育課	〔前計画番号2413〕 保護者の就労等で、日曜日、祝日に保育が必要な子どもを保育する。
〔事業番号2416〕 家庭福祉員制度 ・ 保育課	〔前計画番号2414〕 就労等で保育が必要な3歳未満の子どもを、区の認定した家庭福祉員がその自宅等で保育する。
〔事業番号2417〕 年末保育 ・ 保育課	〔前計画番号2415〕 保護者の就労等で、年末に保育が必要な子どもを保育する。
〔事業番号2418〕 認可外保育施設保育料助成 ・ 保育課	〔前計画番号2416〕 認可保育園に入園できなかったために認証保育園等を利用せざるをえなかった「保育が必要な世帯」に対し保育料の一部を助成することにより、認可保育園の保育料との格差是正と経済的負担の軽減を図る。
〔事業番号2419〕 第三者評価 ・ 保育課	〔前計画番号2417〕 認可保育園及び認証保育園において、福祉サービス第三者評価を行い保育サービスの質の向上を図る。また、評価結果を公表することで利用者が施設の選択をしやすくする。